

## 支援者の皆様へのお願い

定款第3章に基づき、以下の点についてご同意賜りますよう、お願い申し上げます。  
なお、会員の皆様には年6回ニュースレターをメールにて配信しております。

### 1. この法人の会員は、次の3種とする。

- 正会員 - この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業に協力するため入会した個人及び団体  
\* 総会に出席し、事業報告や組織運営等の審議に参加していただきます。
- 賛助会員 - この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体  
\* SEEDS Asiaの活動趣旨にご賛同し、継続的にご支援いただきます。
- その他会員 - 理事会において決定する会員  
\* サポーター：SEEDS Asiaの活動にご支援いただきます。

### 2. 入会について

会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

### 3. 会員期間について

会員申請終了後、銀行口座へ入金が確認された月から一年を会員期間とする。

### 4. 会費について

会員は、下記会費を納入しなければならない。

- ・正会員：10,000円/年
- ・賛助会員：(一般) 1口 3,000円 (団体) 1口 30,000円
- ・サポーター会員：3,000円

### 5. 会員資格の喪失を喪失する事項について

- ・退会届の提出をしたとき。
- ・本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ・継続して3年以上会費を滞納したとき。
- ・除名されたとき。

### 6. 退会について

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### 7. 除名について

会員が次のことに該当する時、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ・この定款等に違反したとき。
- ・この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 8. 拠出金品の不返還

既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。